第3回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事要旨

日 時 15年6月30日(月)16:00~18:00

場 所 内閣府 3 階特別会議室

- 1.開 会
- 2.専門人材の養成について
- 3.自由討議
- 4.閉 会

高山座長 それでは、本日もお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。これから、第3回の研究会を始めさせていただきます。三宅先生は所用で少し遅くなられるということでございますので、定刻前でございますが、なるべく討議に時間を取りたいと思いますので始めさせていただきます。

まず本日の議事の進め方でございますが、今回は公文書館ではアーキビストと一般に呼んでおりますが、専門的な人材の現状、それからそれが抱えております課題につきまして、 資料に基づいて事務局の方から御説明をお願いした後、それを踏まえて自由な御意見を交換していただきたい、あるいは問題の提起をしていただければありがたいと考えております。

それから、その後、事務局の方から実際に今日の説明資料の中にも出てまいりますけれども、海外の同じような機関でどうなっているかというので、その一端を御視察いただくということについて御意見を伺いたいと考えております。 それで、予定どおり午後6時前後に会議を終了したいと考えておりますので、ひとつ御協力のほどをお願いをいたします。

それでは、ただいま申しましたようにお手元に配布されております資料につきまして、 事務局の方から御説明をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

宮城課長 資料の1に基づきまして御説明をさせていただきます。パワーポイントでつくってございますが、ちょっと見にくうございますので、画面の方でもお手元の資料の方でもどちらでもごらんになっていただければと思います。

1ページ、表紙をおめくりいただきますと目次がございます。今回お話する中身を大きく3つに分けております。1つが「公文書館制度を支える専門人材の概要」についてと、 具体的に公文書館のアーキビストというお話がございましたけれども、その専門人材の養成についての現状と課題の点、それから3が各府省における文書管理につきましての現状と課題の点でございます。

それでは、実際の中身に入らせていただきます。 3ページ目になりますが、「公文書館制度を支える専門人材の概要」でございます。真ん中に国立公文書館ですとか、あるいは地方の公文書館があるわけでございますが、これについての専門職員、これは歴史資料として重要な公文書に関する公文書の保存ですとか、利用ですとか、情報収集ですとか、調査研究ですとか、そういうことを行うのが専門職員でございまして、具体的に各省との関係で言いますと、各省の文書管理者との間では移管についての要請なり、実際の文書の選別なり、いろいろな文章管理についての助言なりという形になりますし、利用者たる国民との間ではいろいろなコンテンツの紹介ですとかレファレンスについての回答とかという形で、よきガイダンスを行うという形になるかと思います。

これについては真ん中の四角に書いてございますが、アメリカでは専門職員の方につきましてはアーキビストと言われているわけでございまして、フランス、韓国、中国というところではこのような言葉で、同じ意味だと思いますが、アーキビストという意味の言葉

でこの専門職員の方々を示しているわけでございます。日本でも我々はアーキビストという言葉を使っているわけでございますが、これについてはきちんとしたものというか、定着をしたものではないというのが現状でございます。

そして、4ページ目でございますが、公文書館の専門人材についてでございます。まず 1で「公文書館の専門人材を巡る現状」ということで、第1点に指摘できるのは量的な不足ということではないかと思っております。4ページ目の資料で3つほど挙げてございますが、我が国の専門人材数は先進各国の3分の1から45分の1ということでございます。下に表で表してございますが、日本の場合、専門職員の数が8名という形でございますが、他国でございますと、例えば米国は350というような形でこのような差があるわけでございます。これは、中央政府の行政職員の1,000人当たりというユニット単位で見ても、専門人材の方の数はフランスの3分の1からオーストラリアの18分の1というレベルになっているわけでございます。特にこういう専門人材の不足というのは地方公文書館で著しいわけでございます。これはまた後の資料で御説明申し上げます。

実際の専門職員の方の養成のシステムの現状でございますが、高等教育のレベル、大学、大学院でございますけれども、1990年以降やっと史料学とか文書館学とかに関する科目を置く大学が出てきております。これは 90年以前には基本的にはなかったということなのでございます。大学は 70、大学院でも 31 という、これは科目を置くということでございますが、実際に学位を授与する大学院は下に書いてあるわけでございますけれども、神奈川大学ですとか駿河台大学ですとか東京大学ですとか、こういう極めて限られた大学院での養成になっておるわけでございます。

ただ、それぞれの大学院におかれましても、文書アーカイブズに関する教育カリキュラムというものは共通化されているわけではございませんし、この大学を卒業された方の就職でございますけれども、お一方を除いて今まで専門の道に入られたとか、公文書館等々で就職されている方はおらないというふうに聞いております。

それから、専門職員の養成につきましては大学、大学院以外に国立公文書館を中心といたします専門養成機関での研修というものがあるわけでございます。これは国立公文書館と、ここでは国文学研究資料館史料館という文部省の大学等の共同研究施設ということでございますけれども、この2つが挙げられるわけでございます。特に公文書館の研修でございますが、この表に書いてございますとおり3つの研修を持っているわけでございます。最後の1つの公文書保存管理講習会は国の文書管理者の方の研修でございまして、専門職員については上の(1)(2)(3)ということでございます。

この研修の現状でございますけれども、実務重視ということ、それから日数の方を見ていただきますと専門職員養成課程というのは 98 年から始まっている研修でございますが、4週間ということでございます。それから、この研修を経た後の受講者の位置付けというものが明確ではないわけでございます。これを出たからと言ってアーキビストと呼ばれるのかと言われますと、先ほど言いましたように未定着なわけでございます。

それから、研修メニューにつきましても諸外国に比べて研修のメニューは少ないということで、短期セミナーとか地方開催というものについては基本的には余りないということでございます。

諸外国の方のアーキビスト養成研修については7ページに書いてございます。基本的にはアメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国は大学院の修士課程を中心とする養成を行っておりまして、フランスですと国立古文書学院というところが基本的に3年間の専門教育を行うことによりまして、また資格制度を持っているわけでございます。

8ページは「地方における専門人材の現状」でございます。地方における専門人材の方々、それから高等教育の方ではお一方以外はないということなのでございますが、基本的に地方の公文書館に従事される方の専門知識の養成という問題は国立公文書館の方で養成をしているわけでございまして、今まで専門職員の養成課程で地方の公文書館の職員の方は60名ほど、5年間で修了をしているわけでございまして、現在地方の公文書館に勤務されている方は39名というような状況でございます。

それで、実際に研修を受けた方の意見というのが2つ目に書いてございますが、修了生自身は館運営の中核的役割、専門性を得て業務を行っているという意見が出ているわけでございます。

ただ、なかなか全部の地方の公文書館が派遣をしているわけではございません。実際に派遣費用が取れないですとか、あるいは4週間が長過ぎてなかなか参加できないという話はございます。

地方公文書館の職員の方の状況でございますけれども、いろいろな混成部隊ということでございます。学芸員、司書、教員、一般職員から構成をされておりますが、基本的に3から5年程度で人事異動を行うということでございます。それから、館独自の選考採用ということができるのは極めて限られた一部の方でございます。それから非常勤、嘱託職員の数が多いわけでございます。嘱託の職員というのは多分、地方公共団体とか、あるいは地方公文書館のOBの方というような場合もあるわけでございますが、職員の方の半分は超えていないと聞いていますが、45%くらいは非常勤、嘱託職員の方が地方公文書館の業務を支えている実情にあるということでございます。

それから、公文書館で専門性を持って中核的な業務を行っております方の役割として新しいことが求められているわけでございます。それが9ページの(4)の「求められる新しい専門的役割」ということで書いてあるわけでございます。それぞれ真ん中で歴史資料として重要な公文書について、先ほども説明しましたが、評価・選別、保存、利用、情報収集から調査研究まで、いろいろな業務を行っているわけでございますが、これに対して新しい役割として紙だけでの公文書の保存あるいは利用ということから、今は電子化、デジタル化された公文書の保存利用という分野に対象が拡大をされつつあるということでございます。

それから、公文書館を利用されるのは従来プロの研究者の方々が中心であったわけでご

ざいますが、一般市民の方の利用というふうなことにも広がりつつあるわけでございます。 それから、これは地方での話がメインではございますけれども、生涯学習ですとか、ある いは小学校、中学校での総合学習で地元の歴史などというようなことでいろいろな学校の 先生方、あるいは生徒の方々が公文書館を利用するというようなこともございまして、利 用分野の拡大というようなこともございます。

それから、実際に公文書を移管をした後のことを引き受けるだけではなくて、移管をスムーズにするためにも移管前の文書管理ということについても指導をしていくということが求められる時代に入ってきておりまして、指導分野の拡大ということが指摘できるかと思っております。こういう新しい役割を求められる時代に入ってきたということでございます。

10ページでございますが、公文書館の専門の職員の方の法律的な位置付けでございます。公文書館法というのが議員立法で昭和62年にできているわけでございます。ここで4条2項があるわけでございますけれども、ここは公文書館には館長、専門職員、その他必要な職員を置くものとするということが規定をされているわけでございまして、この専門職員の方は歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を行う者として位置付けられておるわけでございます。公文書館の中核的な業務を担当する職員であり、公文書館の人的組織においては極めて重要な存在であるわけでございます。求められる資質としては、歴史的な素養と行政的な要素を合わせ持つ専門的な知識と経験ということが求められるわけでございます。

ただ、公文書館法の附則 2 条には、当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第4条第2項の専門職員を置かないことができるという規定が書いてあるわけでございまして、これは立法当時、専門的な知識と研修の具体的中身についての制度とか体制が未確立であったというようなこと、それから特に地方においてこの専門職員の配置は遅れておりまして、実際の修得方法についても養成をするとか、研修等の体制がその当時は整備されていないというような状況から、この附則で、当分の間、専門職員を地方の公共団体の公文書館には置かないことができるという規定になっているわけでございます。

11 ページでございますが、国立公文書館の専門職員の養成課程は先ほどのように4週間のコースがあるわけでございます。これが地方の公文書館の方の専門職員の養成の中核的な役割を担っているわけでございますが、これのできた沿革が11 ページに記してあるわけでございます。平成元年から平成5年まで当時の総理府、国立公文書館館長の私的研究会ということで、公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会が設けられておりまして、ここで養成機関としては国立公文書館を主体とする機関を設立すべきではないか。それから、養成の対象とする者は地方の公文書館の職員として、大学院修士あるいは養成機関最低2年間程度の研修機関を行い、そして専門職員として総理府で一元的に専門職員として一元的に行うというようなことが望ましいという研究会の報告書が出されました。

それを受けて、平成5年11月から具体的なカリキュラムの整備に関する研究会が開かれました。これも平成5年から平成8年と時間をかけまして、養成の対象としては地方公共団体の現職の方を対象にして、当面10年程度は8週間程度の研修をまずはいたしましょうということで発足をしてございます。これ自体は平成10年に公文書館専門職員養成課程として実現をしているわけでございますが、養成対象としては現職の方ということで、これまで地方の方60名、国の公文書館の方14名が研修を修了しているわけでございまして、研修のコースとしては4週間としてスタートをしているわけでございます。資格については、修了証明ということで特に資格認定を行っているわけではございません。これが現在の養成研修の創設の沿革でございます。

以上のような現状や沿革なども踏まえまして、12 ページに国立公文書館における専門職員養成の当面の課題というか、短期的な課題ということでまとめてみた点でございます。全体としては、専門職員養成の質的な向上と専門職員の体系的なスキルアップということが課題ではないかと考えておりまして、中身が3つほどに分けられるわけでございます。1つが国立公文書館の研修は先ほど3種類あると申し上げましたが、その研修の位置付けの見直しと、やはり体系化の検討ということかと思っております。1つは、職員研修会で初任者の方の研修がここですと先ほどの6ページでございますが、初任者研修を5日間というような形がございます。それから、専門職員養成研修ということで4週間ございますが、これを基本的には専門職員の養成の初級課程と位置付けまして、座学というだけではなくて実習をプラスして専門職員の養成の第1段階と位置付けたらどうかということでございます。

それから実際の中核をなす専門職員の養成の4週間の課程でございますが、これについて課程修了者につきましては公文書館第4条の専門職員として認めてもいいのではないか。関係者の共通認識としてそういうふうに認める段階に達しているのではないだろうかということでございます。この点はいろいろ御議論があるかと思いますので、委員の方々の御意見もきちんと伺いたいと考えているわけでございます。

それから実務担当者の研究会議、これ自体は養成研修を経た方々を集めまして、カレントな、あるいは議題についてディスカスをする研修会議でございますが、2の養成課程を経た方々について、更にその専門性を高めるための会議というか、研修として位置付けてカリキュラム等を考えるべきではないかと思っております。これが国立公文書館の研修の位置付けの見直しと体系化ということの検討でございます。

それから、研修カリキュラムも、デジタル文書の移管・保存の問題ですとか、インターネット閲覧とか、実際の現用文書からの記録管理というような課題もございます。そういうものにも対応したカリキュラムとして再検討する必要があるのではないか、研修内容を見直す必要があるのではないかということが2番目の点でございます。 3番目といたしまして、海外ではまさに電子文書のことも考えまして、いろいろな記録管理段階からの取り組み、文書管理段階からの取り組みが行われているわけでございます。そういう海外の

先進的な取り組みを我が国としても取り入れていこうということで、先進国のアーキビストを講師としてこの研修で招聘をするような仕組みを考えて、これも地方公文書館と問題意識を共有するために、専門職員養成課程の中でこういう課程を始めとするいろいろな場で、グローバルな問題ですとか、インターナショナルなカレントなトピックスということについて研修するチャンスをつくったらどうかということでございます。 13 ページ以下が残された専門職員の方の養成の検討の視点でございますが、より研修を高度化、体系化をしていくためには、高等教育機関との連携というようなこともあるかと思います。国立公文書館の方での実施ということをやっているわけでございますので、インターンシップとして受け入れるとか、逆に国立公文書館での研修のレベルを上げるために大学院での研修を委託をするとか、そういう相互の乗入れということもあるかと思います。それから先端的なカリキュラムの組み入れですとか、更にもっと体系的なカリキュラムを検討していくというような課題があるかと思っております。

2番目の点として、やはり地方のニーズに合わせた研修の実施ということがあるかと思っております。なかなか東京に人を送れない公文書館も多いわけでございますので、地方公文書館への専門官の派遣なり、あるいは連携をどうしていくのか。あるいは、今は遠隔教育のできる時代にもなったかと思っておりますので、e - ラーニング等の組み込みということも中長期的に考えていく必要があるかと思います。

それから、制度面の問題として先ほど申し上げました地方公文書館の専門職員の附則での規定についての廃止の是非ですとか、あるいは公文書館によるアーキビストの配置についてきちんと答えを出していくということが必要ではないかということでございます。

3番目の点でございますが、これは各府省、それぞれの省の中に置かれております文書管理の方々の養成についてのペーパーでございます。各省で文書管理者というものが置かれているわけでございまして、この方々が各府省における移管あるいは廃棄を決めていく。実際に公文書館に移管するのであれば公文書を移管をする、あるいはそれ以外の書類については廃棄をするとか、そういうことについて決めている方でございます。

15ページを見ていただきますと、それが具体的にどのようなランクの方かということでございますが、行政機関の文書管理者というのは総括文書管理者の方は大体官房におられる局長レベルの方で官房長という名の職におられる方が非常に多いわけでございます。あとは、文書管理者としては例えば文書課長とかと言われる官房の総務課長ですとか、そういう課長の方になるわけでございます。実際の文書管理担当者としては、課の下の課長補佐の方々というふうになるわけでございます。あるいは係長の方ですね。こういう文書管理者の方が各省におられるわけでございますが、この方々は我々から見ますと公文書館のアーキビストの方々と一緒になって移管資料というものを選別をしたりということでございますが、それの量的拡大とか質的向上ということを担っていただける方でございます。それから、この官房におられる方は実際に資料自体は各課にあるわけでございますので、そういう方々から公文書を出していただくという意味での一般職員への指導を行う方々で

ございます。そして、だんだんいろいろな文書が電子ファイル化され、実際に電子ファイルが原本になっている書類もあるわけでございますが、電子文書の移管ということにも彼らは直面をしているわけでございますし、全体として記録管理というものがISO化をされてレコードマネージメントというものの能力も求められている時代に入っているわけでございます。彼らの専門知識の向上ということで、国立公文書館の研修の拡充強化というものを図りたいと考えているわけでございます。

16 ページでは、諸外国でアメリカのNARAですとか、イギリスのPROですとかもやはり研修を行っております。それほど長い研修ではないのでございますけれども、我が国でも6ページのところでございますけれども、3日間の研修があるわけでございます。 そして、これらの研修について17ページでございますが、私どもとしてこの研修について少しの拡充をしたいと考えてございます。これは現行研修者の範囲は先ほど言いました官房の文書主管課の担当者ですから、各府省1名程度の研修の範囲になっているわけでございます。

それから、研修の中身としては具体的に移管という実務だけの仕組みを研修しているわけでございますが、実際に文書管理を担うのは各部局というか、役所というのは課が 10 課とか 6 課とか集まって局というものがあるわけでございますが、そういう局の総務課が一度各課を束ねて、そして官房に持っていくというような形になります。部局の文書管理者の担当者、あるいは各課の文書管理担当者まで研修の範囲に含めるような形での研修の範囲の拡大というものを果たしたいと思っておりますし、一般職員については人事院での初任者研修ですとか、管理職研修ですとか、総務省もいろいろな研修をやってございます。そういう研修の中にこの文書の移管の問題もプログラムに盛り込んでいただくというような形で、公文書の移管ということについての一般職員の理解を深めたいというふうに考えてございます。各部局の文書管理担当者の方は、実際の記録管理全般の話、あるいはデジタル保存の時代の専門知識とか、そういうことについて海外の事例も含めて研修を充実したいと考えているわけでございます。

これが、専門人材の養成についての御説明でございます。

高山座長 ありがとうございました。かなり膨大な資料でございますが、一通り御説明をいただきました。これについてこれから1時間強をかけまして、今日はかなりいろいろな側面から各委員の先生方の御意見を賜りたいと思っております。

もし何かございましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがでございますか。 全体的な問題でも結構でございますし、部分的なものでも結構でございます。そう言われ ても困るということかもしれませんので、もし御異議がなければ今、御説明いただいた資 料をもう一遍最初からずっとさかのぼっていきながら、個別のページについてそれを発展 させて御意見をいただければと考えております。

最初に課長の方から御説明がございましたように、ただいまの御説明は大きく3つの部分に分かれているということでございました。最初から11ページ目までは専門人材の養成

に関わる問題がずっと説明されておりましたので、ここのところについてまず何か御質問 や御意見がございましたらおっしゃっていただければありがたいと存じますが、いかがで ございましょうか。

山田委員 初歩的な話ですけれども、4ページのところで日本の場合、職員が42名いて専門職職員が8名いるという書き方になっているわけですが、この8名というのは何をもって8名だというふうに定義をなさっているのでしょうか。

宮城課長 これは、公文書館の専門職員養成課程の4週間の研修を経ている方を専門職員としております。

山田委員 4週間の研修を受けた方が42名のうち8名いらっしゃるという意味ですね。 わかりました。

高山座長 これを見ていただきますとわかりますように、諸外国と比べて日本はもう1けたゼロが後ろに付いてもいいのではないかというレベルでございます。しかも、それは今お話がございましたように公文書館の4週間にわたる専門職員養成課程を修了された方ということでございます。私の記憶に間違いがなければ、その養成課程を受けておられる方々は多くの方が大学院の修士レベルの、主として歴史学が多いと思いますが、それを修了されている方でございます。ほかに何かございますでしょうか。

私から御質問させていただいてよろしゅうございますか。 5 ページ目の資料で、最近こういう史料学とか文書館学等に関する科目を置く大学や大学院が増えてきているようです。 大学で 70 校、大学院で 31 研究科があるということでございますが、これの源になっておりますデータというのは全史料協で調査された資料ですね。

宮城課長 そうです。記録史料学、史料学と文書館学の科目の設置状況によるものでございます。

高山座長 これは大変調査の規模も大きくて現在、我々が使える唯一のデータだと思うんですが、あえて申し上げますならば、これはアンケート調査ですけれども、その調査票が各大学の史学科へ送られているんです。それで、たまたまその下に出ております駿河台大学などがその典型例かもしれませんが、史学という分野ではなくてこの関連のコースを設置している大学からは返事がないということでございますので、もう少し別の分野でも該当する科目を設置している大学があるということです。ただ、それは非常に数は少ないということでございます。

加賀美委員 今の5ページですけれども、就職の実績がほとんどないというのはどういう理由でしょうか。

高山座長 当然のことながら、修了された方はそれを生かしたアーカイブ関係の職場で 仕事を求めたいんですが、ともかく 3,200 の自治体があってもその中で 40 前後のところし かアーカイブズを持っていないということがございますし、国の国立公文書館も先ほどご らんいただいたように諸外国の実情から比べまして極めて小規模であるということで、就 職したい人もいるし、採用したいという要求もあると思いますが、制度的に就職できる、 あるいは就職してもらえる体制ができ上がっていないということだと思います。

加賀美委員 内容の問題ではなくて、分母が少ないという物理的な状況もあるということですね。わかりました。

高山座長 私は勝手な回答をさせていただいたんですが、後藤先生から何かコメントを いただければありがたいと思います。

後藤委員 5ページに神奈川大学が出ておりますけれども、たしか和歌山県に1人、公募で入りましたね。それから、日本銀行に貨幣博物館があるんですけれども、そこに日銀のアーカイブズができまして、そこへ1人最近入ったと思います。そういうことで、極めて求人が少ないんです。アーキビストというものを専門職として雇うところがほとんどないということですね。ニワトリと卵みたいなところがありまして、アーキビストを養成しているところもないんですけれども、それを受け入れるところもないということで、どこかで突破口をつくらないとアーキビストを雇うところも出てこないし、養成するところも出てこない。ただし、社会的な必要性は非常に高まっているのに、外国の例との比較もありますけれども、日本はこの分野については非常に貧弱な体制しかないという問題点があります。

あとは地方のことですが、地方では今御指摘があったとおりでありまして、非常に人材が不足しているんです。アーカイブズのための専門職員というのはいませんので、似たようなところだということで、博物館系統のキュレーターですね、学芸員を引っ張ってきたり、それから図書館の司書の人を引っ張ってきたり、あるいは一般の行政職員の本庁出先の回しの中で出先の公文書館に行けということで来たりしておりまして、専門的な人材が育っていない。

国立公文書館が4週間の講座をやってくれていますので、それを一つの根拠にして、講座を受けた人は帰ったら専門職として育つように各自治体で頑張ればいいんですが、なかなか自治体の人事当局は一般の部署と差を付けるのは嫌なものですから、そんなばかなことはないと思うんですが、人事権は人事課にあるとか言ってどんどん回してしまう。割と定着率はいい方なんです。60人のうちの40何人ですからいい方だとは思うんですけれども、実際はアーキビストが育っているという感じではないです。これを何とかしなければということで、地方でも自分で頑張らなければいけないんですけれども、そうは言っても国立の方での動きも大きな影響力を与えますので、これからも充実させてもらえればと思います。

国立公文書館長 今の4週間の専門職員養成課程が終わると、私どもの方としては課題研究といいますか、論文を書いていただいて、論文を大体修了後2か月の間に2月の初めくらいに出していただく。それでもっていろいろ指導をして、3月くらいに審査していただく専門的な審査機構を置いているんですが、それが終わるともう修了したということで修了証書を出すわけです。

その修了証書は従来はただ出しっ放しでそれぞれの機関に送っていたんですけれども、

非常に小さいことですが、それについては送るときに修了証を本人に手渡してください。 必ず当該職員の履歴にこういう専門職員養成課程修了だということを書き込んでくれとい うことを私の名前で依頼をして出しています。どういう形で皆やっているのかわかりませ んけれども、大体書いてくれているだろうと思います。そういう形で単に終えて一過性の ものにしないで、そういう人たちが履歴事項にもなって、また次に異動してくるときにあ の人はこうだからというような形で、一遍異動してもまた公文書館に戻ってこられる、あ るいは都道府県の文書館に戻ってこられるように仕組んでいくことも必要かなと思ってい ます。館長会議などのときにもそういうことをよくお願いをしたりしています。

高山座長 徐々にそういう形で浸透はしていっているんだろうと思うんですが、ともかくまだまだという状況でございます。

東京大学での状況について、加藤先生は何か御存じのことはありますでしょうか。東大の場合、恐らく現職にお付きになるよりは皆、研究職で大学の教員などにおなりになる方が多いのではないかと思いますが。

加藤委員 そこが問題で、結局先ほど後藤先生からお話があったように、ほとんど出て もその就職口がないというような口コミが伝わって、史料学というものを文化資源学の 1 つの分野としてつくっているんですけれども、やはり志望者は多くないです。今年で 3 年 目になると思うんですが、減っていて非常にこの辺は学生側はドライです。ですから、研 究者になっていってしまうからというよりは、その養成課程自体に入らなくなっている現 状があってすごく深刻だと思います。

高山座長 一番上に書いてある駿河台は多少私も知っているんですが、これは社会人の 現職者で、既に自治体の総務系統でこういう仕事をしている人を入学させて、それで教育をしていますから、もう既にそのポストに入っている人ですから就職の問題は全然関係ないわけです。次に駿河台の学部の方ですが、ほとんどこういう専門職として考えた場合は、 国際的な標準からいって学部というのは相手にされないということですから、学部生にとっては単にこういうものもあるよ、面白そうだと思ったら取ってごらんという程度のものでしかないということでございます。ですから、本当に大学でそれを勉強して、それを生かして仕事をしたいと言われたときに、マーケットがほとんどないというのが実態だと思っております。これを何とかしていかなければいけない。では、どうするかという大変難しい問題が残るわけでございます。

加賀美委員 これからの議論だと思うんですけれども、どこを見ても余りにも時間が短い、そして、内容も実務がやはり中心であって、その処理能力とか知識とか書いてありますけれども、実際には保管、保存、活用についてどういう問題意識を持っているかとか、どういう見識を持っているかとかが求められると思うのですが、そういうことが余り触れられていないので、その辺はどうなっているのかと思いました。実務はもちろん大事なことですが。

高山座長 これは恐らくアーカイブズだけではなくて、先ほどお話が出ましたキュレーターなども同じことだと思うんですが、教育をして与えられて修得していくべき能力と、それからその人が持っている資質みたいなものがありまして、その両面がうまく組み合わさって本当の専門職ということになると思うんです。

したがって、それをどういう形でやっていくかということで、現職におられる人を対象にして研修のような形でさらなる知識の付与と、それから既に持っておられる知識や経験を整理していくという形でやっていってはどうかという形で現在行われております。しかし、それにしても5日間とか4週間とかで果たしていいのかということになります。

ところが、11 ページ目のところで御説明がございましたように、例えば現在国立公文書館で行われております専門職員の養成課程の当初案は実は8週間なんです。この8週間というのには意味がありまして、8週間、月曜日から金曜日まで、朝9時から夕方5時まできっちり座学をやっていただいて、修了した段階で論文を書いていただいてという形になりますと、これは実は現在の大学における大学院の修士課程終了要件を満たすという形になっているんです。そういう形でいこうということになりましたところが、実際にこれをやってみますと人材を派遣する自治体の方から8週間もいなくなられたのでは困るという声が挙がってくるわけです。

では、その人を8週間こちらで引き抜いて、こんなことを私が言ってはいけないのかもしれませんが、その間、国立公文書館なり何なりから代わりの人が送れるかというと、その体制は現状ではとれないということで、多分妥協の産物で、4週間になっているということがあるのではないかと思います。

それからもう一つ、これは 11 ページに書かれておりますように、平成 5 年から 8 年の段階で検討されておりまして、現在とちょっと違うのは、大学院というような高等教育機関における現在インターンシップと呼ばれるような実習体系がまだ明確に入ってきていなかった時代でございますので、そういったものの単位計算の問題は十分されていなかったというふうに考えております。

ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが、私が知っているのはそんなことでございまして、どなたか補足していただくことがあればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

後藤委員 ついでにもう一つ言いますと、なぜ長期間にわたって研修に出せないかというと、1つはそれぞれの部署の人員が絞られていますから、一人の人が実際に実務から長期間抜けますと周りがカバーするのに大変だということで、本当にそういう状況はあるんです。ですから、なかなか出したくても出せない。仕事の分担のやりくりがつかないというところがあります。

それからもう一つは、やはり研修に行って力を付けて帰ってくるのを好まないというと ころもあるんですね。変な話ですけれども、力のある専門職は歓迎されないんです。ジェ ネラリストは何をやっているのかよくわからないんですが、ジェネラリストというよりあ る組織にスペシフィックな、組織に適応した人が求められるのであって、世の中広く渡り歩く専門能力を持った人が育つことを喜ばないというところがあります。ですから、余り長期間にわたって研修を受け優秀になって帰ってきてもらっては困るということがあるようです。これはなかなか深刻な問題でございまして、一つの組織に縛られないでその分野ではどこに行っても通用するという専門的な知識を持った人材を大事にする仕組みを全体に考えないと、本当にこの問題は解決しないですね。

しかし、そういうことを言っていると中長期の課題になってしまいますからここまでに しますけれども、そうした問題もありまして、実際に地方では人を出すのが限界にきてい ます。

加賀美委員 短くてもいいのかもしれませんけれども、短くても済むようなアーキビストの仕事なのかというふうに逆に思われることもあると思うのです。ですが、本当は難しいからこれだけ時間をかけたんだとか、そういうデモンストレーションも含めてとても大事だと思います。簡単なんだと、本当にそう思われてしまうような気もします。

高山座長 非常に困りますね。そう思われてしまうと、国際的な状況と日本の状況とがどんどん離れていってしまうということがありますね。こういう公的な文章を扱うアーキビストというものがかなり高度な知的専門職として処遇されるのが一種のグローバルスタンダードになっている。ところが、日本ではそうはみなしてもらえないということになりますし、みなしてもらえないからそういう仕事をそれだけの能力を持ってやろうという人がいなくなってくるという状況が起こりつつあるのが大変深刻な問題で、それでこの研究会を持たれているというふうにお考えいただけるとありがたいと思います。ですから、現状のままでぽんと研修だけやってその方に元の職場へ帰っていただくと、あとは皆ハッピーというわけにはいかなくなっていますから、いろいろな手だてを講じていかなければいけないんですが、それでどんなところをどういうふうに修正していくことで少しずつ前へ進んでいくかということになろうかと思うんです。

それで、先ほど後藤先生がおっしゃっていただいたように、研修を高度に積んでいただいても、今度はそれぞれの出身母体へ戻っていただくと処遇で困られるということがある。それは具体的に言うと、やはり異動をしないと昇進していかないという人事管理システムが厳然として存在しているわけですから、そこでどうしても公務員の世界で研究職として、あるいは専門職としてやっていただく方というのが処遇しにくいということになってしまう。そこでそれをどうするかということになるわけですね。これは、この研究会だけで勝手な結論は出せない話ではないかと思うんですけれども。

加藤委員 今のこととうまくつながればいいと思って発言をするんですが、やはり最初に山田先生から、専門職員とは何ですかという定義を伺って、4週間の研修を受けた者というのが1つの定義だと思うんですが、例えば10ページを開けますと公文書館法で想定する専門職員のさまざまな項目を先ほどお読み上げいただきましたが、ここでいう専門職員の定義は、つまりある文書がナショナルレコードか、ナショナルアーカイブズかを判断し

たり、中核的な業務、極めて重要な存在というようなことですね。

そうしますと、この公文書館法が想定する専門職員と、現場で現在そこの文書館にいる職員の方をどうにか4週間研修を受けさせて、職員と専門職員がほとんど実態として一緒になっていくような形にしたいというのと、やはりある程度乖離していると思うんです。それで、私は地域の文書館がすごく賢い対応を最近やっているんじゃないかと思うのは、先ほど事務官のキャリアパスというので職員の方に4週間付ける専門職員にされてしまうと、自分自身も昇進という形でのメリットがなくなるから嫌だということがある。このような現状を前提として、ある種の地方の公文書館が結局、別に専門職員を、史学科の大学院の通常の博士課程にあって、博論は書いたけれども就職がないような方をいわゆる職員として採ってしまうような、別のルートがあるのでなはいか。それで、先ほどのお話ではアーキビスト養成についての文化資源学についてのお話だったんですが、東大の場合でいえば日本史学の方からこの1年で数人地方の文書館に就職しました。

ということは、先ほどの職員の中をうまく手当てしてやるという方向性、これはいわゆるポストの数で非常に現実的だと思うんです。けれども、その一方で現場では事務官の方は早く別の部署に動いて総合職としてやっていきたい。それならば、専門職員は外から採ってしまえというような発想もあるかもしれない。ということは、この附則を外すというような方向があると、現実にはアーキビストといいますか、これが歴史的に重要な資料かどうかを判断する意味での、ほとんど研究者のようなアーキビストはできている可能性はあります。 ただ、現状として電子媒体をどうするというような、資料を扱う人としてのアーキビストはそれではなかなかうまくいかない。けれども、もう少し地方の文書館における本当の彼らの動向というんですか、それをつかまえておく必要はあるかと思います。

高山座長 おっしゃるとおりで、それで先ほどちょっと私は全史料協で少し調査をしていないところがあるということを申し上げたんですけれども、単に従来の狭い意味でのアーキビストだけではなくてレコードマネージャーというような役割まで含めての専門的職員ということになった場合に、各自治体の現場でどういうふうにやっておられるかということの実態を把握するということ、それに対してどういう研修体制なり養成体制なりを考えていくかということが一つの問題としてこれから出てくるんだろうと思います。

それで、どうでしょうか。そういう面でこの研究会の一つの結論みたいなもので、ある種の具体的な調査項目とか調査対象とかはいずれ詰めるとして、本格的な調査データというものもやはり必要な時期だろうと思いますので、これはできればこの研究会からの最終的な提言の中に入れておきたいとは考えておりますけれども。

山田委員 結局、要するに地方ならば地方の公文書館などにどういう経歴の方かどういうふうに勤めていらっしゃるかということを生でつかまえるという作業が本来必要なわけで、冒頭に申し上げましたように専門職員の4週間の養成課程を出た人が専門課程だという言い方を続けますと、加賀美先生がおっしゃったように今どきそもそも4週間で専門家だと言えるような専門家などというのは余り世の中には通用しない。

恐らくむしろ4週間の養成課程にいらっしゃるような方は多分それだけの方がいらっしゃっているから専門職だというふうに言えるというか、いわばそれに参加したことが専門職であることの証しだという意味でそういう取扱いが今なされているんだろうと思いますけれども、少なくとも4週間の専門職課程を過ぎるとこれは専門職なんですという言い方はお続けにならない方がよろしいのではないかという気がいたします。

高山座長 おっしゃられるとおりだと思います。4週間というのは、言い方を換えれば 簡単に取れてしまう。こんなに簡単に取れるものが何でそんなに高度な専門職だという話 は博物館あるいは図書館でも同じようなことが言われ続いてきているわけです。

あとはいかがでございましょうか。こちらからもし何か言わせていただくとなると、11 ページまでの中ですと9ページにアーキビストとは何かというようなことがございます。これはこの間から盛んに出ておりますけれども、従来の役割に加えて新しい役割が出てきた。それで、従来の役割というのは何かというと、紙の媒体を対象にしてアーキビストというのは研究者である。今でも研究職として組織の中では扱われていると思いますが、研究者であるという建て前できたわけですけれども、電子化された記録媒体が盛んに登場し始めた。しかも、一般市民からの利用要求も出てきた。そういう面では、今度は研究者だけではなくてサービス担当者としての側面も持っていかなければいけないということになっております。

それから、これも最初のころから出ていた話ですが、アーキビストでアーカイブズとして考えた場合には、これは移管されてくる文書だけを扱っていればいい。これは極論すればの話ですが、では何が移管されてくるのかということについては全くノータッチでいいのかということになったときに、移管前の文書管理そのものの在り方、それぞれの部局における現用文書の管理の在り方について、やはり何かが言えるような状況になっていなければいけない。それは単にアーカイブズ論だけではなくて、最近ではレコードマネージメント論という別の領域ができ上がってきていて、それと合体させていかなければいけないということになると、いわゆる正統なアーカイブズ論あるいはアーキビスト論だけでは済まないという分野が出てきているわけです。

それで、この研究会として現状でこうしておけばいいでしょうということだけではなくて、少し将来にわたってこうしておかなければという視野をちょっと将来に向けておかなければならない。そうなると、新しく広がってくる役割にどう対応していくのかという問題もかなり重要なことになってこようと思っておりますが、この辺の御意見を少しいただけますとありがたいです。

加賀美委員 なかなか取り上げていただけないので多分なかなか伝わりにくいことを申し上げているのかもしれませんけれども、新しい役割の中に、おっしゃったようにそこにもう少し付け加えたい。何が仕事として大事なのか、見極め見据えるそういう見識とか、問題意識をどう持たなければいけないか。それがなければただの実務になってしまうので、そこのところをどうできるかということが人材として問われるのではないかと思っていま

す。時々私が見識とか問題意識とか言っているのはちょっと漠然として多分伝わりにくかったと思います。すみません。

高山座長 本当にそういう面では専門職というのは高度な知識、理論と、それから技能は当然持っていなければいけないんですが、それと合わせてその人の見識といいますか、相当幅の広い視野と、それから自分が一つひとつの史料を扱って、極端なことを言えばそれを評価し、選別していくというのは、歴史そのものを規定してしまうわけですね。

ですから、それだけの能力を持っている人でなければいけないわけですから、それをどうやって選ぶのか。当たり外れなく選ぶのかというと大変難しい話になるんですが、そこは性善説に立ってこういう教育をすればきちんとなってくれるという前提で我々は考えていくしかしようがないし、今までの研修の在り方、それから諸外国における養成の在り方を考えてみても、そういうやり方でもって立派なアーキビストが数多く育ってきているという経験則から言って、その程度でいいのかなというふうに考えるわけです。

これは同じような専門職で、例えば医師の世界あるいはここにも御専門の方がいらっしゃいますが、法律の専門職の場合、いずれも同じような基本的な考え方に立って専門職を 養成し、または処遇しているということになるかと思いますので、私としてはそれくらい のお答えしかできないということが実情でございます。

菊池館長 今、加賀美委員がおっしゃったことというのは、本当にそのとおりだと思います。それで、例えば加賀美さんの方のお仕事の中で、報道とかニュースの取材ということから考えると、世の中で何を伝えるべき価値があるものかというような取捨選択をその記者なりが判断していく......。

加賀美委員 個人の見識ではなくて、それでは本当に狭くなります。そうではなくて、 本当に何が大事かということを大きく捉えることができる見識ですね。

菊池館長 もちろんそうです。それを選択をして、それが報道され、あるいは記録として残されていくわけですが、公文書館の場合はどちらかというと残された記録の中から何を選ぶかという形で、アーキビストが主体的に選ぶ対象物はもう既にあるものの中から事後的に選んでいくわけですね。だから、全く初めから報道ニュースを選ぶのとはちょっと違うような感じはしますけれども、やはりそこは一つの時代感覚とか、目利きとか、あるいは選択に当たってのセンスみたいなことなんだろうと思うんです。

それはいかにアーカイバイルスタディとしての理論が十分であっても、そこのセンスがずれていたら幾ら立派なものを残そうと思っても、実際に残っているものは余り史料的価値がないよというようなものになってはいけないので、やはりその両面が必要なんだろうと思うんです。その部分で、それはかなり社会全体あるいは行政全体の動きみたいなもので、ここは大きな時代の転換点だなとか、この決定した文書はかなり大事なものだろうとか、あるいは将来大事なものとして、貴重な史料となるであろうから、今の時点で残さなければいけないなというようなものをあらかじめ見通していかねばいけないということもありますね。そうは言っても、多くの文書は、作成後30年くらいたってから移管されてく

るわけですから、大体そこのところでめどがつくのかもしれませんけれども、長い目で見た場合にもっともっと大事なものが落ちるかもしれない。

だけど、そこの部分についてはアーカイバルスタディとしてとかという形での専門家養成という観点ではなかなかできにくい部分なのかなという感じがします。

加賀美委員 この後の議論に入っていくのに自分自身も整理しないと、また行ったり来 たりになってしまうので質問させていただきます。

例えば、6月14日のニュースにもありましたが、茨城県と神奈川県内で旧日本軍の例の 毒ガスの成分が検出され問題になっています。そのほかにもあるかもしれない。GHQが 処分の指揮をしたのですから環境省が2人を派遣し、ワシントンとメリーランド州の公文 書館で1,000ページではなくて1,000万ページのものを調べるというニュースでした。日 本にはそれが残っていない。戦時中とか終戦後のものはいろいろな理由で残っていないの はわかっているのですけれども、例えば公文書の何が失われてきたのか、それがどこにあ るかとか、何が必要かということまでリサーチするということも大事ではないかと私はそ のときに思ったんです。

日本では欠落してきたものがアメリカにはあんなにいっぱいあるわけです。それをどう 埋めていくかとか、そういう問題意識を持って収集したり、考えたりすることは、アーキ ビストとして大事なのではないか。問題意識を持ってそういう意味で今だけでなく振り返 ることもとても大事というふうに思ったのです。

高山座長 これはやはりアーキビストとして専門的な養成あるいは研修に入る以前にそういう基礎的な素養を持っていてもらわないと絶対困るんですね。いわゆる専門的なことだけがわかっているのでは困るわけでして、そこで何を残すべきかということをアーキビストは考えなければいけないんだけれども、何を残したらいいか、これを残すことが必要かどうかということを考えるためには、将来どういうことが人間の社会の中で、我々の社会だけではなくて広く地球規模でわかっていないと、判断ができないはずですから、それができているということが前提になって、養成や研修の対象になってくるということで話が進められればいいのではないかと考えております。

加藤委員 加賀美さんのおっしゃった問題を、9ページの例えば新しい専門的役割というところに言葉を入れるとすれば、「今までの時代では問題となっていなかったことが問題とされてくるような時代の変化」及び「個人情報の保護というような新しい倫理観というものが変化している時代にあって、それに応じた適切な対応」というようなことでしょうか。今の表現は長々しいですが、その2つが、基本的に加賀美さんのおっしゃる問題意識というものを、アーキビストの役割という点からとすり合わせていったときに想定される要点だと思うんですが。

前回の委員会で国立公文書館を御案内いただいたときに、やはり個人情報の保護という問題で、もう既にわかって報道されている場合は名前があっても出している。けれども、 請求があれば名前だけ消してコピーして見せる場合とか、それぞれ現場できめ細かく対応 をとっておられたのを私は非常に感心して拝見したんです。ですから、それはつまり今後 地域においても、ここの国立公文書館においても、アーキビスト学になるのかはわかりま せんが、新しい事態に対応できる問題意識は、確実に新しい役割として加わってくるべき ことではあると思います。

高山座長 本当にその辺はいろいろな問題が将来起こってくる可能性がありますから、 その中で反対に考えますと、今、捨ててしまいますとその資料というのは二度と再生され てこないということがあります。かといって、ではすべてを残すかというと、これまた極 めて不可能に近い状況になります。そうすると、どこかで評価をし、選別をしていかなけ ればいけないということになるんですが、その均衡をどうとるかが大変難しい問題です。

後藤委員 9ページの、新しい役割の4番目の移管前が割と大事ではないか。アーキビストの世界では昔から、現在の業務記録が将来の世代にとっての歴史資料になるんだというふうに言われてきています。中国では、档案というのが歴史資料なんですね。それに対して文件というのが記録文書なんですけれども、現在の記録文書をちゃんと残さないと歴史資料というものはつながっていかないという中国語があるんです。多分そうなると、アーキビストの世界で蓄積されてきたいろいろなことが、現用の業務記録をつくる段階から適用されていく。少なくとも参考にされないといけないということですね。

そうすると、今度はアーキビストの側が現在の業務の進み方などについての理解を持っていないと、これからのアーキビストは専門性を発揮できない。文書作成当局とアーキビストとが文書をつくる随分前方の段階で相互乗入れするという仕組みが要るわけです。その仕組みの中で、ではどういう専門性が求められるかという辺りを詰めないといけないと思うんですけれども、その場合には専門性だけで済むのかという今のお話のようなことも出てきて、最後には、歴史に対するアカウンタビリティみたいなことはどう考えるかということになる。その辺が大事じゃないかと思います。

高山座長 業務一般、歴史一般、更には広く文化という問題についての基本的な理解を持てる人でなければいけないということがあるわけですが、一方でなかなか完全というのは難しいということで御理解をいただくしかしようがないかなと思っております。 今、御指摘がありましたように、移管前の文書管理の指導というものも非常にこれからは重視されてくるだろう。これが基本的な問題で、ここのところがきっちりいっていないと、後のところで非常にすばらしいアーキビストがきちんとした制度あるいは体制の中で仕事をしたとしても必ずしも十分ではなくなってくるだろうという感じがいたします。

またこの問題に戻っていただいて結構でございますので、少し話を前へ進めさせていただきます。12 ページから先に、人材の養成につきましての現状と課題というものが出てまいります。今、既に幾つかこの問題に絡む話が出ておりましたけれども、12、13 ページの現状と課題についてのところはいかかでございましょうか。何かここで皆さん方から御質問等はございませんでしょうか。

山田委員 13ページの附則の廃止の問題でありますけれども、先ほど加藤先生の方から

も御指摘があったわけですが、この手のいわゆる必置規制というものは現在大変評判がよるしくない。地方の創意工夫を摘むということで大変評判がよろしくないわけですけれども、どうも加藤先生のお話を聞いていると一般論というのはアーキビストの問題についても妥当しそうな気がしておりまして、やはりここは少し地方の創意工夫の余地を残すといいますか、そういう動きに待つ必要があるのではないかという気がいたします。

特に、多分公文書館自体の状況というのが各自治体によってかなり違いがあるんだと思うんです。それこそ後藤先生がおられた神奈川みたいな大きなところから本当に小さなところまでいるいろなものがあり、その中でいるいろな人が働いている状況の中で、一律に国で専門家、アーキビストを置けというようなことを決めるのはいかがなものかという気がいたしました。

高山座長 この附則の問題は、ほかの委員の方から御意見ございませんでしょうか。

山田委員 更に一言だけ付け加えると、これを言いますとますます地方の公文書館をつくろうという動きに水を差すのではないかという気もいたしますので。

高山座長 この附則は当時、公文書館法をつくらなければいけない。かなり長い間の関係者の悲願だったようでありまして、それをつくるに当たってこういう附則を付けることで早くつくれるという側面もあったのかなと私は考えておりますが、現在の時点でこの附則を削除するということについての抵抗はどの程度あるのでございましょうか。相当地方自治体からの抵抗は強いわけでございますか。

菊池館長 置かなければならないとまではいかないにしても、かなり抵抗はあるんじゃなかろうかという気はいたします。

高山座長 実態としてどうなんでしょう。公文書館があって専門職員を置いていないと ころというのはあるんでしょうか。もしそれがあるならば、その人の措置が必要だからと いうことで大変問題になるでしょうけれども、そうでなければ......。

丸岡次長 公文書館も先程言ったように知事部局に置くところと、教育委員会に置くところと、図書館と併設というようなところもあるということで、先生方がおっしゃられたように非常にまちまちなんです。ですから、図書館併設のところだったら必ず専門的職員がいるとか、別の意味での専門職員があるなしということなのですが、その辺は調べてみないとわからないと思います。

高山座長 私もたまたま図書館のことは多少わかっていますが、図書館ですと専門職員ではなくて専門的職員なんですね。その辺にまたごまかしがあるんです。それで、図書館の方で実は学校図書館に附則が付いておりまして、司書教諭を当分置かないでいいということになっていて、それを取るに当たっては司書教諭の手当てをしなければいけなくて、全国で3万6,000ほどある小中高校に全部その手当てをする。その予算措置が大変だったものですから文部科学省は大変抵抗していたわけです。でも、附則を取ることができました。ただ、それも一応ある規模から上の学校についてという条件は付きましたけれども。

後藤委員 要するに、専門職員を大事にしてこれから人材に来てもらわないといけない

わけですね。しかし、同時に、必置規制とか、強く職業独占みたいな形でギルド的に専門職を保護してしまうというやり方はやはり避けるべきだと思います。そういうふうにしないで、必置規制とか専門職職業独占という形にしないで、しかし専門職の人材を結集できるという仕組みを考えないといけないわけで、この時代ですからやはり必置というのは困るんですね。これは保健所の問題なども皆そうですけれども。

高山座長 今はむしろどんどん避ける方向になってきていますからね。

後藤委員 やりにくいですね。ただ、今の法律みたいに一応置けと言っておいて、当分の間はそうしなくていいというのでは、当面が大体永遠になっちゃうんです。ですから、これもちょっと困ります。一種の哲学といいますか、専門職というものをどう考えるか。私は専門職というのは必置だとか職業独占に守られるのではなくて、自分の力で人材として育っていかなくちゃいけないと思うんです。ですから、その人たちが何か必要を感じたときに自己開発を支援できる仕組みをきちんと整えるということが基本なので、そういうことでこの提言をまとめたらどうかと思っていたんですけれども。

山田委員 もちろん公文書館にまさに専門の職員が必要であるということ自体は何ら否定するものではないわけですけれども、大体こういうものはルール化いたしますと形式化をして、それこそ何週間の研修を受けた人でなければならないだとか、逆に言うとそれでよろしいという話になったりということになって、本当の意味での専門職の職員というのが逆に育っていかなくなったりするというような弊害が出てきそうな気がいたしまして、よけいなことを申し上げました。

高山座長 最低基準で置いたはずのものが、いつの間にかそれで十分という話になっていきますから、その辺のうまい仕組みをこの研究会として考えておかなければならない。 私がそんなことを言ってはいけないのかもしれませんが。

加藤委員 今、高山先生がおっしゃったことはそのとおりだと思いますし、12 ページのところで課題というふうにまとめられたのは、筋としては同意いたします。特に国立公文書館のというところの 12 ページの(1)(2)(3)の特に3番目辺りで、恐らくこの実務担当者研究会議というものが、各県から派遣された方でもいいですし、国立公文書館の中の担当者でもいいですし、先ほど来の高山座長のおっしゃるレコードマネージャーというんでしょうか、そういうところをねらう方が集まる場ということなんだろうと思います。私は国立公文書館に大いに頑張っていただきたいといつも思っています。どちらかというと地方の公文書館というのはまず利用者といいますか、これこれの家にこんな文書が出たから調べに来いということから始まったり、あるいは、持ちこまれてしまうんですね。それで、その地域で文書のよく読める方とか、地方の大学の県史編纂の先生とか、ほとんど無償体制で公文書館の文書の整理などをバックアップしているような、地域の知恵というものがお金に換算できない形で蓄積されているんですね。

ある程度、地方の文書館はうまくいっているという印象がある。ですから、私はむしろ ここで国立公文書館がいかにその職員数とかを増やせるような、そういう論理をつくって おくか。専門職員をより専門家にするというような形でやっていかないと、先ほど後藤先生がおっしゃったように移管前の文書管理ということで、国立公文書館こそは各省庁からももちろん自動的に持ち込まれますけれども、逆に持ち込まれないものは何なのかなと目配りをしたり、そのような仕事が不可欠な場所ですから。あとは、廃棄されそうな、ものすごく政治的な案件がちゃんと 30 年後にくるかどうかとか、そういうことを見ていくということで言うと、今後各官庁の文書管理者のような担当者を各省庁で 10 から 15 人程度に増やすお考えがどうもあるようだとすれば、その増える前提を下に、国立公文書館こそはそういう方々といつも密接に連絡を取り合っていなければいけないんだから、国立公文書館の職員は絶対増やすべきだという論理ができないでしょうか。

高山座長 その辺は、かえって当事者の館長としてはお答えになりにくいということが あるのかもしれませんけれども。

加藤委員 大いに私は風を送りたいと思います。

高山座長 私個人としても、やはりその数を増やしていただいて、それで国立公文書館 としての仕事を充実させるだけではなくて、自治体の公文書館などもちょっと応援できる ような体制ができるといいかなと思うんですけれども、それは現行の体制の中では少し無 理なお願いでございましょうか。

菊池館長 現在は、公文書館法で言うと技術的な助言などができる。ただ、これもあくまでも公文書館の業務に支障のない範囲でというような限定があるものですから、こちらを投げうって地方支援に行きますというのもなかなかできにくいというようなことか、研修などはそういうことで内閣総理大臣から依頼を受けた形でやっているということです。先ほどお話がありました文書の公文書館への移管などについても、黙っていても保存期間の満了した文書が各省からどんどん移管されてくるという状況ではございませんので、制度が変わったということもありますけれども、やっと公文書館も打って出て、各省に行ってこういうものが必要なんですよ、こういうようなものを中心に移管してくださいというようなことを説明に行ったり、窓口の人たちに理解してもらう、あるいは窓口だけではなくて現局の人たち、文書管理責任者に理解してもらうような形での説得などに行くというような形が出てきました。そのようなことで、1人でも2人でもシンパを各省に置いて、そういう人たちと密接に連携がとれることで移管前の文書管理に対してもいい影響を残していこう、及ぼしていこうというようなことを始め出した状況です。

それでは今、各省庁に皆、人を張り付けて常時監視、あるいは常時フォローできるような形になればいいんでしょうけれども、そこまで一気に公文書館の職員の数を増やすというのも、あるべき方向はそうなんだろうと思いますけれども、実際にそれが可能かどうかということになると、なかなか一気にそうはいかないと思います。

加賀美委員 実態に即さないかもしれませんが、考え方としてもう一度確認しておきたいのは、さっき加藤先生がおっしゃったように持ち込まれないものが何かという、その辺の総括もきちんとするということは私はとても大事だと思うんです。

そのことでさっき私が中途半端にGHQの毒ガスのことを申し上げましたがこのことも含めて、日本には当然公文書としてはないわけです。でも、アメリカには残っている。残っていなくてもしかたがないのですが何が失われてきたか、何がないかという状況も大いに発しなければと思います。

そのためには、本当にそこそこの人数ではとてもそこまでリサーチできませんから、できる限り人材が多い方がいいというそこの議論です。

高山座長 本当に何が残っていないかということを識別することはものすごく大事なことだし、それから残すべきではないということを決定することも重要なことである。ところが、皆が一致してこれは残す必要はないよというふうに判断できるものは余り多くはないのであって、多くのものはある人は残さなければと言うけれども、ある人は残してもらったら困ると意見が分かれるものだと思うんです。

私も余り専門ではないんですけれども、例えば旧ソ連の体制の中でアーカイブズがきちんとつくられていて、そして当時の体制に対してはかなり不利な文書や何かもしっかりと残ってきているわけですね。それで、現在になってそれが明らかになってくる。これは当時の体制から見れば当然残してもらっては困るものです。しかし、それはそこに見識のあるアーキビストがいることによってきちんと残っているわけです。

日本の今、加賀美先生がおっしゃられた問題についても、当時戦争犯罪の追及を逃れるために、そんなものがあっては困るということで焼かれたものもあるかもしれないけれども、いろいろなところで何かの拍子に残ってしまったものも結構あるわけですね。それが例えば前回、御説明をいただいたアジ歴や何かで今、盛んに公開されている文書の中で、こんなものが残っていたのかという形で出てくるものがあるということになります。

そういたしますと、最初に残す段階、アーカイブズに移管されるべき段階で何を移管していくかということも必要ですが、合わせて今どういったものがあって、そして何はないけれどもこういうものは残っているということが過去にさかのぼってきちんと追究ができる、あるいは調べができる。そういう専門職員が行うべき仕事というのは相当な時間がかかる。しかも、人手がかかる仕事ですから、そういうことが事例として出ていけば、世の中にアーカイブズの重要性というものがわかっていただけると思います。

今まではどちらかというと、御関係の方々もいらっしゃるかもしれないので大変失礼に当たるかもしれませんが、アーカイブズというと歴史研究をなさる先生方のための施設であって、一般の国民には余り関係ないみたいな感覚がかなりあったのではないか。その辺の感覚を、個人情報の問題も意識が上がってきていますし、情報公開の問題も出てきているという状況の中で、国民に対するアピールみたいなものを国立公文書館、あるいは国立公文書館を核としてアーカイブズの世界全体としてやるべき時期なのかなという期待も少し持っているわけです。それがあると、追い風がより強くなってくるのかなという感覚も持っております。

あとはいかがでございましょうか。もう行政の各府省における文書管理の問題にまで踏

み込んでいただいておりますが、特に今、申し上げたことに絡んで言いますと、14 ページに「文書管理者の専門知識の向上」というのがあります。これはよく言われるように、裾野が広がっておりませんと文書管理者の専門知識の向上がなかなか十分なレベルに達しないということがございますので、いかにその裾野を広げていくかということが大事だろうと思います。

それから行政機関の文書管理者、それから諸外国の研修プログラムというようなことが 出ておりますが、この辺のところで私は余り諸外国の研修プログラム等の具体的なことは わかっておりませんけれども、後藤先生が何か御存じでしたら御説明いただくことはあり ますでしょうか。

後藤委員 私も余り詳しくないんですが、中国に行ったときに非常に膨大で精密なカリキュラムをもらったことがあるんです。これは全史料協に保存してあるんじゃないかと思いますけれども、非常に体系的にやっています。それも随分前の話です。

最近では、去年でしたか、学習院でシンポジウムみたいなものがあって、中国の方も来られて発表しておられたようですが、中国はやはり前倒しというか、前方進出といいますか、移管以前の記録管理のところからやらなくちゃいけないということと、もう一つは電子化ということですね。これに非常に熱心に現在取り組んでいて、カリキュラム上もそれを大学の課程などに取り入れているみたいです。ですから、ここに書いて指摘していただいたようなことはこのとおりだと思いますし、大体中国を含めてこの分野の先進的な社会での共通の認識ではないかと思いますので、この方向で是非ということです。

あとは、出発点はどこかというと、やはり私は今の国立公文書館による4週間研修を出発点としては大事にしたいと思います。今のところ、アーキビストが日本社会に生まれ育っていく唯一の公式の母体はこれしかないんです。だんだんと大学なども専門職大学院ということで出てきますから、この分野の専門職、人材育成、人材の自己支援に大学教育が絡むようになると思いますけれども、ここは実績も5年間あるわけですし、当面はここを出発点としてここで育った人に、法律上の専門家と呼ぶのは言い過ぎかもしれませんけれども、何らかの形で日本社会におけるアーキビストの第1期生だよという位置付けを与えて、更に現在必要としているアーキビストを育てるためにカリキュラムの改定とか、国立公文書館とか地方の公文書館の職員だけではなくて、もう少し一般に公務員そのものが文書管理をやるときのカリキュラムとか、そういうことに発展させていってもらえればと思います。出発点は12ページにありますように専門職員養成課程というものに置くのがいいのではないかと思います。

高山座長 先ほど館長がおっしゃってくださいましたように、それを履歴に書けるように修了証を出すということ。それで、その修了証というので良いのかということになったとき、必要ならばいわゆる学位との互換性みたいなものを取れるような形にしていくということかと思っております。

あとは、実態としてもう一つ、国立史料館の研修がございますので、こちらのコースと、

それから国立公文書館との関係、6ページにありますところの2つのものですね。特に国立公文書館の(2)の公文書館専門職員養成課程と、それから国立史料館の長期コース、アーカイブズカレッジというものの関係をどうするのか。受講者が現在の国立公文書館は現職者が中心になっている。それから、国立史料館の方は必ずしもそうではないということがあるかと思います。それで、国立史料館は人数もある程度多いということがあるんだろうと思いますが、その辺で今後両方のカリキュラムがどうなっているかというようなことを見比べて検討してすり合わせが行えるものならば行っていくということかと思っております。

菊池館長 これは後藤先生にお伺いしたいんですが、国文学研究史料館の研修の中で実務的な部分の実習を神奈川県の公文書館などで受け入れてやっている部分があるとか、後藤委員が館長をやっておられるころはそういうような話はまだなかったんですか。

後藤委員 はっきりとした記憶はありません。

菊池館長 国文学研究史料館は行政機関とは少し違うところにあるものですから、要するに行政文書の移管とか保存とかということから言うと少し離れてしまうんですね。だから、その辺のところをどうしてもやろうとすると、地方の公文書館などに行ってそこでの評価、選別の実習をやらないとどうしても穴が空いてしまうということなのかと思って、もしそういうことで神奈川の.....。

後藤委員 全史料協と文部省の機関は割と関係が昔からあるんですね。ですから、比較的交流が行われていまして、県の職員などでもこの講座に講師に行ったり、見学を受け入れたり、そういうことはずっと長くやっています。

史料館の体制が今度変わったのではないでしょうか。ですから、アーキビスト養成にももう一回力を入れたいということで独自に動いておられます。私はどちらかというと、国立公文書館の方を中心に現代的な動向まで視野に入れて、また省庁との連絡もとりながら、もちろん史料館の努力も尊重してやっていただいたくといいように思っております。

高山座長 その点では、是非国立公文書館を中心に考えていきたいということかと思います。

それで、実は少し先の話になるんですが、本日の議事を踏まえまして、次回が7月 14日と割に近々に行われるんですが、そのときには今回のこの研究会の最終的な方向性をどうするか。そのためにどういう問題点を検討していくかということについての基本的な文案をお示しすることができると思うんですが、今日のこの段階でそこで取り上げておくべきだと各委員の方がお考えのことは全部一応出しておいていただきたいんです。この場でその結論は当然出ない。だけど、この問題だけは今、言っておくということです。だから、次回の各委員の皆様方にお示しする文案の中に、その回答まではいかないかもしれませんけれども、これについて今後検討するんだということが書けるように、問題点をひとつ洗いざらい出していただければありがたいと思っております。ですから、是非加賀美さんも御自由な観点からまだありましたらお出しいただきたいと思います。

では、1つ私の方から出させていただいてよろしいでしょうか。これでいろいろとアーキビストの在り方についての問題を現在公文書館法という法律の枠の中で考えているんですが、法的な側面から考えたときに、果たして公文書館法の問題だけで終わってしまっていいのかという問題が1つあるかと思うんです。例えば、個人情報の保護の問題あるいは情報公開の問題から考えて、特に情報公開の窓口としての公文書館というようなものを考える必要はあるんだろうか、ないんだろうか。あったとして、そこから何か問題が出てくるのか。

もっと言うならば、今いろいろなことが言われてきたんですけれども、一方で公文書館 法があって、現用の文書を対象にした時に、記録管理の世界に入っていくということにな るわけですが、そこでは、文書管理法というようなものまで視野の中へ入れていくべきな のかどうか。この辺の問題については、この研究会としてどの辺までのスタンスは許され るんでしょうか。

宮城課長 今までのところはこの短いお時間でお答えをいただきたいテーマを中心に議論をしてまいりました。ただ、そもそも公文書館というか、公文書の保存と利用ということについては、現用のもののところ、これはISOの規定の中でもそうですが、だんだんそういう方面に各国は入っているわけです。したがって、文書管理法という法形態になるのかどうかはわかりませんが、いずれにしても現用のところの文書管理の問題について、今の段階でも移管のところの円滑化ですとか、質的あるいは量的な拡大を考えると、そこのところに触れないわけにはいかないであろう。特にこれから中間取りまとめをした後の段階でやはり移管の問題、移管のシステムをどういうふうに考えていくのかというのは大きなテーマだと思っております。文書管理法というようなことも頭の中に置いて御議論をいただければと思います。

ただ、答えが簡単に見つかる問題ではないのかもしれませんし、もっと大きな場が必要 になるのかもしれません。

高山座長 その場合に、一番基準になるところのISOの 15489 の日本の国内標準としてのJIS化というものが多分 11 月か 12 月になると思うんです。それで、もう実は荒い訳は完成したというふうに関係者から聞いております。それを持ってきて皆さんに見ていただくことはできるのかなとも思うんですけれども、しかし公表されるのは多分今年の秋のかなり深まったころというふうに聞いております。もし必要ならばその辺までこの研究会でいくかなと思っておりますが、余計なことを言いました。

後藤委員 是非文書管理法も議論をお願いしたいと思います。

菊池館長 結論までこうなるべきだということではないけれども、議論をした過程でこういうようなものが今後の検討の課題などであるのでというような形で表明しておいていただくというのは、次の議論を進めるための前のところでいいんじゃないでしょうか。

江利川大臣官房長 お話を聞いていて思いますのは、現行法体系は公文書館の側から発想されているから専門家の養成の位置付けがはっきりしないので、ご指摘のような文書管

理という側面から見るとまた違った光が当たるのではないかという感じがします。我々が どこまで受けられるかという問題はありますが、せっかくの機会ですからその問題点は全 部出して、あるいは考えるべきことを網羅していただきたいと思います。

高山座長 問題点の指摘はできるんですが、一番基本になりますところの公文書館から 見たアーキビストの在り方についてきちんとした考え方が出されていませんと、いろいろ な視点が出てきたときにめちゃくちゃになってしまうというのが怖いところではあります。 ほかに先生方で、この研究会としてこういう視点は必ず入れておく必要があるのではない かという点はございませんでしょうか。

後藤委員 今の点ですが、要するに業務記録としての現用の公文書と非現用の歴史資料の公文書とを連続体として統合的にマネージする仕組みが要ると思うんです。それは実務のシステムとしても必要ですけれども、何らかの形で法的根拠を持った方がいいと思いますので、そういう仕組みが要るということ、法制度についても整えるべきであるというふうなことは是非提言に入れたいと私は思っておりますし、必要ならばもう少し議論をしたらいいかと思います。

高山座長 これは放っておくとそれの管理主体なり、管理についての考え方が2つに分かれてしまうということですね。それで、先ほど後藤先生がおっしゃられたように中国ではそれを意識して、記録管理からの体制という問題を非常に強く訴えかけているというふうに理解してよろしゅうございますか。

まだこれは必ずしも今日だけでなくても結構でございますので、次回に具体的な文案を ごらんいただいてまた御意見を出していただければ結構でございます。

では、時間でございますので次の問題へ進ませていただきます。今、既に出ておりますように、外国の状況がかなり我々の検討課題の回答に参考になるかと考えております。そこで、委員の皆様方の海外の関係機関の施策につきまして宮城課長の方から御説明をお願いしたいと思います。

宮城課長 一番下に「海外視察について」という一枚紙があるかと思います。この研究 会の最初のところでも海外視察の実施についてお話をいたしましたが、具体的に事務方と して海外視察に行く場合の考え方を書いたものでございます。

北米で第1班、韓国・中国で第2班というような形でございますが、先生方もお時間をなかなか割けないかと思いますので、アメリカ、北米にしても、あるいはアジアの方にしても1週間を考えてございます。

アメリカ、カナダの国立公文書館の方でございますが、時期としては第1候補、第2候補に挙げている9月の下旬の方の時間を考えてございます。これはアメリカのNARAのリニューアルオープンの時期なども考えますと、9月の下旬くらいにならないとというようなこともございますので、こういう日程になっているわけでございます。NARAの本館の方と、それからカレッジパークですとか、あるいはワシントンの記録センター、中間書庫の方も見ていただいて、そしてオタワに入っていただいてカナダの国立公文書館とい

うようなスケジュールでございます。

それから、韓国・中国の方はデジュンの方に行っていただきまして、政府の記録保存書の方からまたソウルの方に行っていただくというようなことでございます。そして、ソウルから北京で中国の档案局と第1歴史档案館と、北京市の方の档案館の方も見て日本に帰ってくる。こちらの方は、9月の初旬から中旬というような形を考えてございます。

これは、1つは行く先ですとか、あるいは期間ですとか、我々は1週間というふうに考えてしまったわけでございますが、これでも長いというのか、あるいはもう少し長くてもとか、いろいろな御意見があろうかと思いまして、今、考えている海外視察について委員の先生方の感じをお伺いした後、実際に御参加いただけるかどうかというところをこの会議の後、またお伺いをしたいと思っております。

高山座長 ありがとうございます。それでは、どうぞ御意見を委員の皆様方からおっしゃってください。予定としてはこのようなものでよろしゅうございますでしょうか。せっかくだからここも見た方がいいというようなところがありますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、日程は各先生はいろいろ予定が詰まっていらっしゃると思うので、これについては何かせめてこうしてほしいとか、あるいは御質問とかございましたらどうぞ。

これは原則として第 1 、第 2 、アメリカ・カナダ、それから韓国・中国の両方とも御参加いただくということですよね。どちらか一方だけでもいいんですか。

宮城課長 それは御自由というか、なかなか両方行くのはきついのかなとは思いますけれども。

高山座長 1週間くらいもしお時間を割いていただけるならば、できることならば9月にもう一回お時間をちょうだいしてということでございます。

宮城課長 まだ向こう側にアポイントを入れているわけではございませんので、具体的にこの日でなければいけないというわけではございません。

高山座長 ちなみにもう予定がたっていらっしゃれば、第1のアメリカ・カナダの方は 第1候補と第2候補で先生方はどちらの方が御都合がよろしいでしょうか。この日は絶対 日本にいなければいけないという日はございますか。

宮城課長 なかなかお決め難いのであれば、一応こんな感じであればそれぞれ当方の方で各委員にご都合を伺うという形でさせていただきす。

高山座長 では、一応こういうことで事務局の方で御準備をいただいておりますので、 お含みおきをいただきたいと存じます。

それでは、次に次回の日程等でございます。先ほどちょっと私は先走って余計なことを 言いましたが、それを宮城課長の方からお願いいたします。

宮城課長 日程でございますが、中間取りまとめ案の御議論をいただきたいと思っております。日時につきましては、7月 14 日 16 時からというようなスケジュールを考えております。

それで、この次は中間取りまとめ案の御議論をいただく形になりますので、私どもとしてできるだけ早く委員の皆様に取りまとめ案をお示ししたいと思っておりますが、いずれにしても今日はもう30日でございますので、原案につきましては座長と相談をした上で委員の皆様方にお示しを事前に必ずするというところまでお約束はいたしますが、土日がうまく入ってしまっているので、お示しした原案についての意見を事前にお吸い上げすることが可能かどうかまでは申し訳ございません。できるだけ早くやりたいとは思っておりますけれども、そういうことでございます。座長と相談して事前に委員の方々には必ず案をお示しをして、それなりの時間、余裕を持って7月14日の第4回目の研究会に間に合うように出したいと思っております。以上でございます。

高山座長 そういうような形で進めさせていただきたいと思います。そういうことで、次回まで余り日程がございませんので、先ほど来くどく申しておりますように、この問題だけは落とすなよということがございましたら、今でも結構でございますし、後ほどメールか何かで事務局の方へお送りいただいても結構かと存じます。今、課長の方からお話がございましたように、次回研究会で取りまとめ案の要素を御提示申し上げます。それで、次回はそれを基にして御議論をいただきたいと考えております。

そういうことで、本日の議事は終了させていただきたいと思います。御協力いただきま してありがとうございました。

また、本日の議事要旨につきましては速記録ができ上がりましたら前回同様、各委員に 御照会させていただきたいと考えております。

前回のものは、もうウェブ上に上がっているわけですか。

事務局 ウェブ上には近々上げる予定でございます。

高山座長 もうごらんいただいていますように第1回目は上がっておりますので、近々2回目のものも出るということで、今日の速記録についてもお手を入れていただいて、それが順を追ってウェブ上に公開されるということでございます。

そういうことで、本日は終了させていただきます。どうもありがとうございました。